（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第六条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日がアルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の三を削る改正規定中「第四条第三項第四十六号の二」とあるのは「第四条第三項第四十六号の二」と、アルコール健康障害対策基本法附則第六条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の二を削る改正規定中「削る」とあるのは「削り、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とする」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
厚生労働大臣　塩崎　恭久

政令

刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年六月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
厚生労働大臣　塩崎　恭久

刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十九号

刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（勲章褫奪令及び位階令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「刑ノ」の下に「全部ノ」を加える。

一　勲章褫奪令（明治四十一年勅令第二百九十一号）第二条第一項第一号

二　位階令（大正十五年勅令第三百二十五号）第八条第二項第一号

（恩給給与規則の一部改正）

第二条　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「ニ付刑ノ」の下に「全部ノ」を加える。

（私立学校教職員共済法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改める。

一　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第八条第七項

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法施行令（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行令をいう。次号において同じ。）第八条第七項

三　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法施行令第八条第七項

四　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十七条第八項

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第二十七条第八項

六　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第二十七条第八項

（国家公務員共済組合法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に、「言渡」を「言渡し」に改める。

一　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二十一条の二第八項

二　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第十一条の十第八項

三　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第十一条の十第八項